

平成30年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況（環境生活部所管）

開催年月日 平成30年7月2日（月）  
 質問者 共産党 佐野 弘美 委員  
 答弁者 アイヌ政策監 長橋 聡  
 アイヌ政策推進局長 永浦 政司  
 アイヌ政策課長 松谷 雅一

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>二 アイヌ政策等について</b></p> <p><b>(一) 北海道アイヌ生活実態調査について</b>                  次にアイヌ政策等について伺います。先般公表された道の生活実態調査について、法的、あるいは政策的な位置づけと目的を伺います。</p> <p>現在のアイヌ民族に関する唯一の法律であるアイヌ文化振興法では、アイヌの人たちが求めてきた民族的権利の回復も生活教育支援も盛り込まれておらず、この調査も任意とされているから様々な問題が生じているものと考えます。</p> <p><b>(二) 調査結果について</b>                  次に、調査の結果について、概要を簡潔にお答えください。</p> <p>アイヌの人たちの貧困格差は調査からも明らかで、こうした実態を新法には当然盛り込むべきと考えます。</p> <p><b>(三) 対象人数について</b>                  調査対象者数が大きく減少していることについてどう受け止め、どう考えるか伺います。</p>	<p><b>(アイヌ政策課長)</b>                  イランカラプテ。                  アイヌ生活実態調査の位置付けなどについてでございますが、本調査は、本道におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定するため、必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和47年から8回にわたり、市町村及び北海道アイヌ協会の協力を得て行っているものであり、法や条例に基づかない任意の調査として実施しております。</p> <p>なお、昨年実施したこの調査は、国が進めておりますアイヌ政策の再構築に向けた総合的な検討に協力するため、当初の予定を一年前倒して実施したところでございます。</p> <p><b>(アイヌ政策課長)</b>                  調査の結果についてでございますが、この度の調査結果におきましては、アイヌの人たちの生活保護率や進学率などが前回調査に比べ改善傾向を示しているものの、アイヌの人たちが居住する市町村全体との比較におきましては、依然として格差が見られるほか、約3人に1人の方が何らかの差別を受けたり、差別を受けたことを見聞きしているということも明らかとなっております。</p> <p>また、現在、国が進めておりますアイヌ政策の再構築において特に望むものとして、「子弟教育」をはじめ、「生活と雇用の安定」、「文化の保存伝承」のための対策などの意見が多かったところでございます。</p> <p><b>(アイヌ政策課長)</b>                  調査対象数についてでございますが、本調査は、アイヌの人たちの生活向上に向けて、その傾向と生活実態を把握することを目的に市町村やアイヌ協会の協力を得て行っております。</p> <p>アイヌ協会の会員が高齢化などにより減少していることや、地方から都市部への転出により、その後の動向把握が難しくなったこと、また、個人情報保護に関する意</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 差別の受け止めについて</p> <p>転出や高齢化、個人情報意識などを答えられましたが、私は3人に1人が経験している差別が大きいと思います。</p> <p>多くが学校や職場、結婚で本人、あるいは身近な人が差別を受けたと答えました。これでは自身のアイヌとしてのアイデンティティを隠さざるを得ない、出自を明らかにできない人が増えるのは明らかではないですか。対象者が大きく減少している主な理由はそこにあると考えますが、いかがか伺います。</p> <p>アイデンティティを選択できるよう、とは言いますが、実際にはそうはなっていないと思います。</p> <p>(五) 生活・教育支援について</p> <p>国がアイヌから土地、生業を奪い、同化を強要する政策を推進した結果、民族が絶滅の危機に瀕したのです。その過程やその後の社会においても、アイヌを「土人」と呼んで差別し、アイヌモシリを「無主地」として収奪するなど、差別、抑圧しながら、謝罪も補償もせず、単なる貧困対策としてアイヌ政策を行ってきましたし、道も進めてきました。こうした国と道の行政のあり方が、差別や偏見を助長し、貧困・格差を連鎖させているではありませんか。道は独自にでもこの事実を認め、福祉政策ではなく、補償と賠償のプロセスとして、生活・教育支援を強化するべきと考えますが、いかがか伺います。</p> <p>狭められたのではなく、奪って差別、抑圧したと認識すべきと指摘をします。</p> <p>(六) 国連宣言や国会決議の受け止めについて</p> <p>2007年「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、植民地化など歴史的不正義によって、先住民</p>	<p>識の高まりにより、調査への協力者が減っていることなどから、調査対象者数は減少してきており、今後のアイヌ政策を効果的に推進していくためには、調査の趣旨などにおいて、十分理解をいただくことが重要と考えております。</p> <p>(アイヌ政策課長)</p> <p>アイヌの人たちに対する差別についてでございますが、今回の調査では、「差別を受けたことがある人」が23.2%で、「自分はないが他人が受けたのを知っている人」が13.1%と、約3人に1人の方が差別を受けたり、見聞きしているとの結果となっております。</p> <p>平成21年に内閣官房長官に提出された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書では、今後のアイヌ政策の基本的考え方として、憲法13条の「個人の尊重」は基本原理であり、我が国の法秩序の基礎をなすこと、アイヌのアイデンティティを持って生きることを選択した場合、国や他者から妨げられてはならないこと、さらに、アイヌというアイデンティティを持って生きることを可能とするような政策を行うことに配慮が必要と記載されているところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては、アイヌの人たちが自身のアイデンティティを選択できるようアイヌ協会や関係市町村と連携を図りながら、民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指し、引き続き、積極的に取り組んでまいります。</p> <p>(アイヌ政策課長)</p> <p>アイヌ政策についてでございますが、我が国の先住民族であるアイヌの人たちは、明治期以降、生活の糧を得る場を狭められ、また、文化面などでも差別を受けてきたという歴史的な事実があったものと認識しております。</p> <p>このため、道では、昭和36年度からアイヌの人たちの生活環境の改善、住宅の整備、子弟教育の促進などの対策を進め、昭和49年度から平成13年度まで4次にわたる「ウタリ福祉対策」を、平成14年度から平成32年度まで3次にわたる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、国などの協力を得ながら、総合的に施策を推進してきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、アイヌの人たちが置かれている現状を踏まえ、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を目指すとともに、アイヌ文化の振興や理解の促進に係る施策も着実に進めながら、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。</p> <p>(アイヌ政策推進局長)</p> <p>イランカラプテ。</p> <p>先住民族の権利に関する国連宣言などについてござい</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>族の土地や資源が奪われたことに憂慮を表明し、先住民族の政治的自決権や土地・資源に対する権利、文化を復興し、発展させる権利を謳うもので、日本政府は保留意見を付けて賛成しました。カナダは先住民族の土地権を認め、土地を返還しました。米国も土地権や自治権を認め、オーストラリアは、先住民族への謝罪動議が連邦議会で決議され、雇用修学面での格差是正措置を行っています。このように、先住民族の復権、格差の是正は世界の潮流ですが、日本は、国連の勧告にもかかわらず、国内での適応を行ってきませんでした。世界各国の先住民族政策の推進度を数値化した、カナダ・クイーンズ大学の研究者による「多文化主義政策指標プロジェクト」2010年時点の調査で世界9か国のうち、日本は最下位と恥ずべき実態が明らかにされました。国連宣言の意義と、守られていないアイヌ政策の実態をどう考えますか、伺います。</p> <p><b>(七) 道としての取り組みについて</b></p> <p>「厳粛に受け止める」としながらも、項目を参照する程度で、謝罪も、補償も、民族としての権利も認めていません。国策の誤りを正面から認めず、世界の潮流から背を向ける姿勢が、国民の差別意識を助長しています。「アイヌはいない」という極論が野放しにされ、ヘイトやバッシングがアイヌの人々を脅かしています。国連宣言を批准し、民族としての復権と補償の立場で、アイヌの人々の求める生活・教育支援を法に盛り込むべきと考えますが、国にどう求めてきたのでしょうか、伺います。</p> <p><b>(八) アイヌ新法について</b></p> <p>アイヌ新法からは、生活・教育支援は見送られる危険も指摘されています。知事も、参加しているアイヌ政策推進会議で、当初は、生活・教育支援を、と求める発言もされたようですが、最近では、民族象徴空間についてばかりです。知事は、実態調査の結果を踏まえ、生活・教育支援についても強く求め、アイヌ新法にも盛り込むよう求めるべきではありませんか、伺います。</p>	<p>ますが、平成19年9月の国連総会におけます「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は、平成20年6月の衆参両院におけます「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択される契機となったものであり、その意義は大きいものと認識をしております。</p> <p>国では、この決議を受けまして、同年7月に内閣官房長官が設置をいたしました「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」におきまして、現在のアイヌ政策を推進する基本的な考え方を報告書として取りまとめたところでございます。</p> <p>道といたしましては、この国連宣言や国会決議を厳粛に受け止め、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上や、アイヌ文化の振興を図るため、各般の施策の推進に努めてきているところでございまして、今後とも、北海道アイヌ協会と連携を図りながら、国際社会が目指す、異なる民族が共生し、文化の多様性が尊重される社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p><b>(アイヌ政策推進局長)</b></p> <p>生活向上などについてでございますが、国におきましては、アイヌの人々に対する差別や偏見に関する調査におきまして、国民全体とアイヌの人たち間で意識の差が大きくなっているという現状を踏まえ、アイヌの人たちやアイヌ文化と接する機会の増加や、国民理解の促進が重要であるほか、現行施策を継続するだけでなく、これまでの生活向上施策の評価・検証を行い、現行施策の改善方策を含めて、幅広くアイヌ政策を検討していくこととしたところでございます。</p> <p>アイヌ政策の再構築に向けて、昨年度、国が道内外で実施をいたしました意見聴取や道の生活実態調査などにおきましては、依然として進学率などに格差が見られますほか、教育や生活向上、文化振興施策の充実を求める意見が多かったことから、道といたしましては、こうした意見を踏まえ、アイヌの人たちの理解を十分に得ながら、立法措置の検討を進めていただくよう、引き続き、アイヌ協会と連携しながら、国に働きかけてまいります。</p> <p><b>(アイヌ政策監)</b></p> <p>イランカラブテ。</p> <p>新たな法律の制定についてでございますが、我が国の先住民族政策の根拠となります総合的な法律の制定は、アイヌの人たちにとって永年の悲願であり、道といたしましてもこれまで、北海道アイヌ協会とともに、国に強く要望し続けてきたところでございます。</p> <p>こうした中、先般の国のアイヌ政策推進会議では、知事からは、国が昨年度、道内外で実施をした意見聴取などにおいて、アイヌの人たちから、教育や生活向上、文化振興施策の充実を求める意見があったことを踏まえ、アイヌの人たちの理解を十分に得ながら、立法措置の検討を進めていただくよう、申し上げたところでございます。</p> <p>現在、国におきましては、アイヌの人たちの自立を図るための立法措置を検討しているところでございまして、道といたしましては、引き続き、アイヌ協会と連携しながら、国に対し、新たな法律の検討を加速し、早期に実現できる</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>ご答弁の「自立を図るための立法措置」には、民族としての権利回復や生活教育支援などが入らないのではないかと危惧します。アイヌ協会の総会でも、引き続き重要性を訴えてほしい、福祉政策としてではなく、抑圧の過去を踏まえた国の賠償や補償として求めてほしい、などの意見が相次いだそうで、こうした意見を踏まえて強く求めるよう指摘します。</p> <p><b>(九) SDGs推進ビジョンについて</b></p> <p>道が今年度から推進するというSDGs、持続可能な開発目標には国内の格差と国家間の格差の是正が掲げられています。道として、SDGs推進ビジョンにアイヌ政策を含める考えはありますか、伺います。</p> <p><b>(十) アイヌの遺骨返還の状況と見直しについて</b></p> <p>昨年の第3回定例会一般質問でも聞きましたが、アイヌの遺骨返還の状況と見直しについて、その後の状況と返還についての方針について伺います。</p> <p><b>(十一) 国連宣言第12条について</b></p> <p>国連宣言第12条は「宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還」についてです。アイヌの人々にとって、死後、コタンの土に帰ることは宗教的な望みであり、権利です。それなのに、訴訟を起こさないと骨も帰らないとは、あまりにも異常です。今も、千体以上が大学に置かれています。この条項を守り、則った対応をと、道は国に求めるとともに、大学にも強く求めるべきではないでしょうか。どう受け止め、対応をするのか伺います。</p>	<p>よう、強く働きかけてまいります。</p> <p><b>(アイヌ政策課長)</b></p> <p>SDGs推進ビジョンについてでございますが、道では、SDGsの推進に向け、幅広い取組を進めていくため、年内を目途に仮称「北海道SDGs推進ビジョン」を策定することとし、この度取りまとめたビジョンの骨子案では、SDGsの目標などを踏まえ、本道の実情に即して優先的に取り組む5つの課題など、基本的な項目をお示したところでございます。</p> <p>国連で採択されましたアジェンダにおきましては、「先住民」など脆弱な立場に置かれた人々への取組を求めており、国が平成28年12月に定めた実施指針におきましても、その基本的な理念が反映されているところであり、道としても、こうしたことを踏まえ、今後の対応方向などにつきまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p><b>(アイヌ政策課長)</b></p> <p>アイヌの人たちの遺骨等の返還についてでございますが、国では、平成25年に定めた「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方」に基づき、各大学などに保管されているアイヌの遺骨等につきまして、関係者の理解と協力の下、遺族などへの返還が可能なものにつきましては、その実現に努めることとしていただいております。</p> <p>また、本年5月に開催された国のアイヌ政策推進会議におきまして、大学が保管している遺骨等のうち、出土地域が明らかなものにつきましては、地域返還に係る情報公開の後、出土地域のアイヌ関係団体からの求めに応じてその地域へ返還するなど、基本的な方針が示されたところであり、今後、国において、ガイドラインを定め、その手続きを早期に具体化することとされたところでございます。</p> <p><b>(アイヌ政策課長)</b></p> <p>遺骨等の返還に係る認識などについてでございますが、平成21年に、内閣官房長官に提出された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書では、「我が国としても、国連宣言の関連条項を参照しつつ、現代を生きるアイヌの人々の意見に真摯に耳を傾けながら、我が国及びアイヌの人々の実情に応じて、アイヌ政策の確立に取り組んでいくべき」とされているところでございます。</p> <p>大学が保管するアイヌ遺骨等のうち個人が特定された遺骨等につきましては、国が「有識者懇談会報告」を踏まえて、平成26年に定めた「返還手続きに関するガイドライン」に基づき、一昨年9月より、各大学において返還手続きが進められております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>定められたガイドラインでは、返還が進んでいないのが現状です。日本の流儀、法律を押しつけることで、民族の尊厳やアイデンティティが著しく傷つけられるんだということを重く受け止めるべきです。</p> <p><b>(十二) 民族共生象徴空間について</b></p> <p>民族共生象徴空間に設置される国立アイヌ民族博物館では、迫害、抑圧という負の歴史も正確に伝える責任があると考えます。単なる文化や観光の振興ではなく、事実をもとに後世の検証に耐えうる展示にすべきです。どう考え、取り組むのか伺います。</p> <p>最後に、今年4月に発行された、アイヌ政策検討市民会議中間リポートに掲載された声を紹介したいと思います。「日本政府とアイヌ民族との和解の第一歩は、政府による謝罪だと思えます。謝罪のない和解はあり得ません。政府が過去の過ちをアイヌに対して詫びる、それを和人たちが聞く、そのことによって、私たちは、これまでアイヌを縛ってきた劣等感、無力感から救われます。アイヌがアイヌとして生きる、アイヌとして立ち上がり声を上げる気持ちを持つことができます。」と。「世界は、先住民族を迫害した歴史を受け止め、克服しようと取り組んでいます。そういった意味でも、世界からも注目されていると思えます。民族象徴空間が世界の人々に、そして、何よりアイヌの人々に歓迎される施設になるよう取り組みをと求めまして質問を終わります。</p>	<p>道としては、アイヌの人たちの精神文化が尊重され、アイヌの人たちによる尊厳ある慰霊が着実に進むようアイヌ遺骨等の早期返還の実現に向け、引き続き、国に働きかけてまいります。</p> <p><b>(アイヌ政策監)</b></p> <p>国立アイヌ民族博物館についてでございますが、民族共生象徴空間の中核となりますアイヌ民族博物館は、関東より北の地域で初の国立博物館として、また、他の国立博物館とは異なり、アイヌ民族に特化した専門の博物館として設置をされるものでございます。</p> <p>国におきましては、博物館の理念として、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史や文化等に関する正しい知識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造や発展に寄与することを掲げているところでございます。</p> <p>道といたしましても、自然を敬い、共生するという、アイヌの人たちが受け継いできた様々な歴史や文化などについて、初めて触れる人々を含め、国内外から訪れる多様な方々に、正しい知識をわかりやすく提供する必要があると考えており、ともに考え、ともに育ち、未来へつなげる展示交流の実現や施設の効果的、効率的な運営体制が構築されるよう国に対し、必要な提案や協力を行ってまいります。</p> <p>以上でございます。</p>